様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="5">国保情報集約関連情報ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="5">亀山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称/保護管理者</td><td colspan="5">市民文化部市民課（国民健康保険グループ）/市民課長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="5">1　資格継続業務を行うため
(ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。
(イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。
2　高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため
(ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。
3　オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため
(ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭、社会生活</td><td>経済活動</td><td>心身関係</td><td>知識、能力</td></tr>
<tr><td>☑個人番号
☑氏名
☑住所
☑生年月日
☑性別
☑年齢
☐国籍
☐本籍
☑続柄、親族関係
☐戸籍の身分事項
☐その他
（　　）</td><td>☐電話番号
☑家庭状況
☐職業、職歴
☐地位
☐資格、免許
☐団体加入
☐賞罰、犯罪歴
☐その他
（　　）</td><td>☐収入
☐財産状況
☐課税、納税額
☐取引状況
☐公的扶助
☐その他
（　　）</td><td>☐健康状態
☐病歴
☐妊娠、出産
☐障がい
☐容姿、特徴
☐その他
（　　）</td><td>☐学業成績
☐勤務成績
☐試験成績
☐その他
（　　）
その他</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="5">1　被保険者(＊)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者
2　擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。）
3　過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者
*国民健康保険法第 5 条から第 6 条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="5">1. 市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム（以下、市区町村システム）に当該情報を登録する。</td></tr>
</table>

	2. 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合 PC に移入すると、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報が更新される。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☑含む　　□含まない	
記録情報の経常的提供先	1.　転入地市町村(高額該当回数の引き継ぎ業務) 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 亀山市総務財政部財務課	
	(所在地) 亀山市本丸町５７７番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑電算処理ファイル (法第 60 条第２項第１号)	□紙媒体のファイル (法第 60 条第２項第２号)
	□政令第 21 条第７項に該当するファイル(※)	
備　　考		